

# 伴走支援型特別融資

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が減少し、早期の経営改善等に取り組む事業者を支援します。

01

## 本融資の特徴

### ■ 【特徴1】 経営行動計画書の作成、実行

経営に係る現況と課題、課題克服のための取組等を記載した経営行動計画書を作成、実行していただきます。

経営行動計画書の作成に当たり、神奈川産業振興センターの助言を受けられますので、積極的にご活用ください。

### ■ 【特徴2】 金融機関による継続的な伴走支援

金融機関は、各四半期の事業者の取組についてPDCA方式により確認するほか、財務分析（売上増加率等）を行い、伴走支援します。

02

## 優遇措置

令和3年12月29日（予定）までに保証申込を受け付けたものは、信用保証料負担がゼロになります。

（申込の状況、新型コロナウイルス感染症の影響による経済動向などを踏まえて期限前に終了する場合があります。）

本優遇措置は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した制度融資になります。

# 制度融資の概要

保証の区分	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
融資対象者	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 ※	セーフティネット保証5号の認定（売上高等の減少率が15%以上のものに限る）を受けた中小企業者等 ※	新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の認定を受けた中小企業者等 ※
融資限度額	4,000万円（別枠）		
融資期間	運転資金・設備資金：10年以内（据置期間5年以内を含む）		
融資利率	年1.8%以内（固定金利）		
信用保証料率	負担ゼロ		

※本融資のご利用には、経営行動計画書の作成が必要となります。

## ○本融資のお申込み・ご相談は、以下の取扱金融機関へ

**銀行** みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、群馬、きらぼし、横浜、第四北越、山梨中央、北陸、静岡、スルガ、阿波、SBJ、東日本、東京スター、神奈川、大光、静岡中央

**信用金庫** 横浜、かながわ、湘南、川崎、平塚、さがみ、中栄、中南、さわやか、芝、西武、城南、世田谷、多摩、山梨

**信用組合・政府系金融機関** 八木、神奈川県医師、神奈川県歯科医師、横浜幸銀、横浜華銀、小田原第一、相愛、商工組合中央金庫

## 本融資の問合せ

神奈川県 産業労働局 金融課（金融相談窓口） ☎（045）210-5695

## 経営行動計画書の作成支援

神奈川産業振興センター（総合相談窓口） ☎（045）633-5200